

平成30年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究（指定）」（H28-政策-指定-006）

分担研究報告書

居住保障において企業が果たしてきた役割とそれを代替する機能についての検討

研究代表者 泉田 信行（国立社会保障・人口問題研究所）

要旨

目的：本研究の目的は、これまで給与住宅が果たしてきた役割について明らかにしつつ、それが失われつつある今後の日本における居住に関わる政策のあり方を考えることである。

方法：既存統計調査の公表された集計結果を用いて探索的な分析を実施した。使用する統計は、総務省統計局による『住宅・土地統計調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省による『就労条件総合調査』、そして経団連による『福利厚生費調査』である。

結果：給与住宅に居住する世帯数は1973年から2013年までに70万世帯（総世帯数に対して4.2%ポイント）減少した。減少した世帯は主たる家計支持者が官公庁に努める者ないしは会社・団体・公社又は個人に雇われている者であった。他方で、近年給与住宅に居住する非正規就業者の数が増大していた。給与住宅の減少はバブル崩壊後の住宅関連支出を含む法定外福利費が減少している時期である一方、社会保険料を含む法定内福利費は同時期にも一貫して増大していた。企業による住宅手当支給額は安定的であり、支給する企業数もほとんど変化していなかった。さらには、給与住宅が減少した時期に持ち家取得が遅延しており、各年齢階層で民間賃借居住者割合が増加していた。

考察：上記の結果から、給与住宅居住者数の減少は、企業からの補助無く、より家賃の高い民間賃借居住者数の増大により吸収されたと考えられた。その費用が法定外福利厚生費から支弁される給与住宅は、1993年以降、バブルの崩壊と同時期に減少が始まった。法定内福利厚生費を構成する社会保険料の事業主負担はその持続的な増大が見られた。それゆえ、社会保険料の事業主負担の増大が法定外福利厚生費の減少につながった可能性も考えられた。この帰着についての研究は居住保障政策を検討する際に重要な情報を与えると考えられるため、厳密な実証分析の実施が求められる。

また、本稿の分析では、非正規雇用の低所得である給与住宅居住者が、2008年の年越し派遣村のあとも増加していた。給与住宅に対する批判のひとつが、「特定の人々に事実上非課税給付として多大なる恩恵を与え、不公平を生み出している」というものであるが、現在では非正規雇用者と正規雇用者の二層から給与住宅居住者が構成されている可能性が示唆された。

さらに、給与住宅と民間借家の家賃地代水準には2013年で3万円程度の差があったが、企業による住宅手当の一人当たりの金額はほとんど変化しておらず、住宅手当を実施する

企業の割合も増加していなかった。それゆえ、給与住宅居住者数の減少は民間借家居住者数の増加で代替され、かつ、それによる家賃地代水準の上昇は居住者によって負担されたと考えられた。

持ち家からの通勤時間（29.4分）は、UR・公社による住宅に居住する者（39.2分）について長くなっていた。民間借家（25.8分）とは差は4分程度であるが、給与住宅（18.4分）では10分程度に差が開く。通勤時間の増大は好ましくない影響をもたらすと考えられ（早川 1979）、持ち家取得によって居住の安定を得るためのひとつのコストとなる。石井・浦川（2014）、浦川（2016）が分析対象としている『時間貧困』のように、就業時間の長時間化や子どもの養育や高齢者の介護などより多くの家事時間が必要となる場合には、（遠距離にある）持ち家取得をはからずに民間借家ないしは給与住宅に居住することを選好することも考えられる。このような場合には持ち家の取得促進による居住の安定よりも、給与住宅が果たしてきたような借家居住者に対する家賃補助を行うことが居住の安定を効果的にもたらすと考えられる。いずれにしても、居住地選択と時間配分選択がどのような関係にあるかの事実を解明する実証研究が必要である。

今後の日本において、どのような居住保障施策を考えるにしても、これまで良かれ悪しかれ企業が給与住宅供給や持ち家取得促進策を通じて果たしてきた、そして現在失われつつある役割を再度誰かが担う施策が必要である。すなわち、現に減少した給与住宅（10年間で38万世帯分減少）がもたらしていた便益を補完することが必要である。

A 研究の目的

本研究の目的は、これまで給与住宅が果たしてきた役割について明らかにしつつ、それが失われつつある今後の日本における居住に関わる政策のあり方を考えることである。

企業による給与住宅の供給は戦前から存在する。明治期から拡大を続け、第二次世界大戦の際に急拡大し、戦後も発展した。戸数で言えば、1993年に205万戸まで増加してきたが、その後減少を始め、2013年には112万戸まで減少した。労働者を雇用する企業がこの20年間住宅供給へのその関与を縮小しているのである。

そもそも、企業がその費用負担により住宅を供給することは好ましくないと認識されている。ILOによる1961年の労働者住宅勧告（第115号）では、「使用者がその労働者

に直接住宅を提供することは、たとえば、事業所が通常の人口集中地から遠距離にある場合又は業務の性質上労働者をただちに就業させなければならない場合のようなやむを得ない事情のある場合を除き、一般的に望ましくないことを認識すべきである。」と勧告している。また日本国内でも「事実上非課税給付として多大なる恩恵を与え、不公平を生み出している」という批判（新開 1998）がある。また、そもそも企業が「福祉」を提供する企業福祉はすでに役割を終えているという批判もある（橘木 2005）。

しかしながら、上に示したように日本では企業が住居の提供において一定の割合を果たしてきた。たとえば、新開（1998; p.239）では、「企業における社宅及び関連制度はまさに国が行うべき住宅政策を代行してきた

のであり、そうした側面については高く評価すべき」、「日本における労働慣行、雇用制度と密接な関係があることは明らかであり、この点は到底無視できない」と社宅に対して批判的な論調の中でも肯定的な側面があったことを指摘している。

このような給与住宅の肯定的な側面として、家賃を低廉にするために企業からの補助が投入されていることがあげられる。現に提供されてきた給与住宅が減少する場合には、投入されていた企業からの補助も減少することを意味する。企業からの補助を埋め合わせようとするならば、公費負担増ないしは居住者の家賃負担増を意味する。それゆえ、今後の日本において安定した居住を確保するための政策を検討する際に、給与住宅の否定的な側面を踏まえつつも、肯定的な側面が失われることの帰結について検討することが必要である。

B 研究の方法

本稿では、既存統計調査の公表された集計結果を用いて探索的な分析を実施する。使用する統計は、総務省統計局による『住宅・土地統計調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省による『就労条件総合調査』、そして経団連による『福利厚生費調査』である。分析の中心となる給与住宅は「社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅(会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。)」と定義されている。すなわち、民間の賃貸住宅を借り上げて社員を住ませる借り上げ社宅も給与

住宅に含まれることになる。他方で、住宅以外で人が居住する建物には

(1) 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」

(2) 学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」

(3) 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

(4) 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

が含まれるとされている。(1)～(4)はまとめて表章されるため、「会社等の寮・寄宿舎」だけを抽出することができない。そこで、本稿では、「会社等の寮・寄宿舎」については分析せず、住宅である給与住宅を分析対象とした。

金額の時系列比較を行う場合には、総務省統計局による『全国消費物価指数』の長期時系列(持ち家の帰属家賃を除く総合; 1947-2018)の数値により実質化する。なお、企業は給与住宅を供給するだけでなく、所定内給与で住宅手当を支給することなども可能である。住宅手当についてはデータが利用可能であったものについて、分析に加えている。

C 結果

住宅に居住する世帯数は1973年以降2013年まで着実に増加してきているが、給与住宅については1973年の182万世帯から1993年に205万世帯まで増加したがその後減少し、2013年には112万世帯まで減少した(図

1)。

総世帯数に対する割合では給与住宅の占める割合は1973年の6.4%から2013年には2.2%まで4.2%ポイント低下した(図2)。

世帯数の変動のみならず、給与住宅居住層の年齢構造にも変化が起きていた(図3)。各年齢階級での給与住宅居住者の割合を1973年と2013年で比較すると、25歳未満と25～29歳階級ではほぼ同水準の構成割合であったが、それより上の年齢階級では、2013年において給与住宅居住者の構成割合は低下していた(図3左側)。次に、給与住宅に居住する者の年齢階級分布を両年間で比較した。1973年には30～39歳階級が4割、40～49歳階級が3割近くとなっていた。2013年にはそれぞれの年齢階級の構成率は25%弱であり、50歳以降や60歳以降においても一定割合が居住していた(図3右側)。

2008年末の年越し派遣村の時期を挟んだ前後5年において、主たる家計支持者の従業上の地位の変化を観察した(図4)。2003年から2013年の10年間で官公庁に努める者が18万人、会社・団体・公社又は個人に雇われている者が20万人程度減少した。他方で、非正規就業者は3万人程度増加した。すなわち、臨時雇とされている者は2003年に28,800人、2008年に39,000人であったが、2013年には労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせて57,600人となっていた。

給与住宅に居住する主たる家計支持者について、さらに従業上の地位別に年齢分布を確認した(図5)。会社・団体・公社又は個人に雇われている者では25～29歳である者が16%程度と最も多く、年齢が高くなるほど構成割合が低下していた。これに対して、官公

庁で雇われている者は25～29歳階級から50～54歳階級までにおいてその構成割合が12%～14%と安定しており、その上の年齢階級では急速に構成割合が低くなっていた。パート・アルバイト・その他では、25歳未満および25～29歳階級、そして60～64歳階級のところで構成割合が二峰となっていた。また、労働者派遣事業所の派遣社員についても30～34歳のところで構成割合がひとつのピークを持ち、かつ、60歳以上においても正規職(会社・団体・公社又は個人に雇われている者、官公庁で雇われている者)よりも高い構成割合となっていた。

同様にして給与住宅に居住する主たる家計支持者について、さらに従業上の地位別に所得分布を確認した(図6)。会社・団体・公社又は個人に雇われている者と官公庁で雇われている者は500～700万円階級での構成割合がそれぞれ20%、30%と最も高くなっていた。これに対して、労働者派遣事業所の派遣社員については200～300万円、パート・アルバイト・その他では100～200万円において構成割合がそれぞれ35%、30%弱と最も高くなっていた。

社会保険料を含む法定内福利費は一貫して増大しているものの、住宅関連支出を含む法定外福利費はバブル崩壊後減少傾向となっていた(図7)。バブル崩壊後の法定外福利費の傾向については、厚生労働省による「就労条件総合調査」でも同じ結果となっていた(図8)。また、同調査では法定外福利費に占める住居に関する費用の割合は40%～50%の間で安定していた(図8)。

企業は住宅手当を支給することも可能であるが、支給した労働者一人あたりの平均額は1990年の1万3千円からバブル崩壊後で

あるが増加し、2005年以後は1万7千円台で推移している(図9)。他方で、住宅手当制度を持つ企業の割合は約4割で推移しており、拡大も縮小もしていない状況である。

借家・借間に住む勤労世帯(2人以上世帯)の家賃・地代負担は1994年から2014年にかけて6万1千円から6万5千円へと上昇していた(図10)。家賃・地代支払額が所得に占める割合は13.9%(1994年)から15.4%(2014年)と微増にとどまっていた。

単身者について、民営借家居住者と給与住宅居住者の所得と消費の内訳を比較したのが表1である。全年齢で見ると、給与住宅居住者の年間収入は622万円と民営借家居住者の330万円よりも300万円近く高くなる。これを30歳未満に限定すると、給与住宅居住者：約350万円、民営借家居住者：約300万円と差は小さくなる。消費支出のうち、住居費の内数である家賃地代を見ると、民営借家居住者も給与住宅居住者も全年齢階級の場合と30歳未満に限定した場合とでほとんど差が無かった。民営借家居住者の家賃地代が約5万円に対して、給与住宅居住者の家賃地代は約1万6千円と3万円以上の差があった。単純に12倍したうえで年間収入に対する比率を計算すると、全年齢では民営借家居住者：18.1%、給与住宅居住者：3.1%、30歳未満では民営借家居住者：20.0%、給与住宅居住者：5.3%であった。この他、民営借家居住者と給与住宅居住者との間でやや差があったのは、教養娯楽費とその他の消費支出であった。

1973年と2013年について年齢階級ごとの持ち家に住む世帯主の割合と民営借家に住む世帯主の割合をそれぞれ比較したものが図11である。持ち家に住む世帯主の割合

(総数)に両年の間で大きな差は無いが、若年層では2013年において割合が小さくなっており、持ち家取得のタイミングが遅くなっていた(図11左側)。民営借家に住む世帯主の割合(総数)も両年の間で大きな差は無いが、若年層では2013年において割合が大きくなっていた(図11右側)。

最後に、居住する住宅の所有関係別に家計を主に支える者の従業上の地位別の通勤時間を確認した。居住する住宅ごとの合計で見ると、最も長いのは、UR・公社の借家に居住する者、次いで持ち家、民営借家、公営借家となり、給与住宅に居住する場合には通勤時間は最も短くなっていた(図12)。

D 考察 E 結論

本稿での分析で得られた結果をまとめると次の通りである。給与住宅に居住する世帯数は1973年から2013年までに70万世帯(総世帯数に対して4.2%ポイント)減少した。減少した世帯は主たる家計支持者が官公庁に努める者ないしは会社・団体・公社又は個人に雇われている者であった。他方で、近年給与住宅に居住する非正規就業者の数が増大していた。給与住宅の減少はバブル崩壊後の住宅関連支出を含む法定外福利費が減少している時期である一方、社会保険料を含む法定内福利費は同時期にも一貫して増大していた。企業による住宅手当支給額は安定的であり、支給する企業数もほとんど変化していなかった。さらには、給与住宅が減少した時期に持ち家取得が遅延しており、各年齢階層で民営賃借居住者割合が増加していた。これらから、給与住宅居住者数の減少は、企業からの補助無く、より家賃の高い民営賃借居住者数の増大により吸収されたと考えら

れた。

本稿での分析では、給与住宅の減少は1993年以降、バブルの崩壊と同時期に起こっていた。その費用が法定外福利厚生費から支弁されるが、法定外福利厚生費が減少していたため、給与住宅関係の費用の減少のみならず、法定外の企業福祉が全般的に低迷したと考えられる。他方で、法定内福利厚生費はバブル崩壊後も一貫して増加していた。法定内福利厚生費を構成する社会保険料の事業主負担はその持続的な増大が見られている。社会保険料の事業主負担は法令で負担が企業に義務づけられている一方、法定外福利厚生費は企業の裁量によるものである。それゆえ、社会保険料の事業主負担の増大が法定外福利厚生費の減少につながった可能性も考えられる。

これは経済学では、社会保険料の法定外福利厚生費への帰着の問題として捉えられる。社会保険料の賃金への帰着の分析は日本でもKomamura and Yamada (2004)、酒井・風神 (2006)、岩本・濱秋 (2006) などにより進められてきている。しかしながら、賃金と福利厚生費、福利厚生費でも義務的である法定内福利厚生費と選択的である法定外福利厚生費を分離して実施された研究は行われていない。

仮に社会保険料の事業主負担が法定外福利厚生費に帰着するのであれば、高齢者医療制度への拠出等によって増大した社会保険料負担が、高齢者の医療サービスへのアクセスが担保されることにより現役世代の潜在的負担が顕在化しないルートを通じて現役世代に便益を与える部分があっても、法定外福利厚生費（給与住宅にかかる費用）の減少という部分では現役世代の便益を減少させ

ることになる。この帰着についての研究は居住保障政策を検討する際に重要な情報を与えると考えられるため、厳密な実証分析の実施が求められる。

また、本稿の分析では、非正規雇用の低所得である給与住宅居住者が、2008年の年越し派遣村のあとも増加していた。非正規雇用者数の増大は社会保険料負担の増大を回避するための企業側の対応の結果である可能性が指摘されているが（金 2008, 2015）、給与住宅居住者も会社・団体・公社又は個人に雇われている者と官公庁で雇われている者の正規雇用者と労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他の非正規雇用者から構成されていた。新開 (1998) は「住宅制度については多くの問題が指摘されるようになった。そのひとつが、特定の人々に事実上非課税給付として多大なる恩恵を与え、不公平を生み出している」と指摘したが、現在では（数は相対的に少ないが）非正規雇用者と正規雇用者の二層から給与住宅居住者が構成されているのである。

非正規雇用の低所得である給与住宅居住者は増加していたが、その増加を打ち消す形で会社・団体・公社又は個人に雇われている者と官公庁で雇われている給与住宅居住者数が減少していた。その受け皿は民営借家での居住者数増加であると考えられた。給与住宅と民営借家の家賃地代水準には2013年で3万円程度の差があったが、企業による住宅手当の一人当たりの金額はほとんど変化しておらず、住宅手当を実施する企業の割合も増加していなかった。それゆえ、給与住宅居住者数の減少は民営借家居住者数の増加で代替され、かつ、それによる家賃地代水準の上昇は居住者によって負担されたと考えら

れる。

民営借家での居住者数増加とともに、持ち家取得が遅延していた。持ち家取得の遅延について、直井（2013）は若年層の労働市場悪化を念頭に、家計の失業・所得変動リスクが大きいほど持ち家取得が遅くなることを指摘している。彼の推計では所得水準は持ち家取得のタイミングに有意な関連を持っておらず、非正規就業であっても所得水準の低さでは無く失業・所得変動リスクが高いことのみが持ち家取得を遅らせるとも解釈できる。他方で、武川（2001）では、東京都23区内に居住する高齢者1000人に対する調査データを用いて、高齢期の所得水準が高い層において持ち家率が高いことが示されており、所得水準が持ち家取得に全く関連しないとも言えない。この点はマイクロデータでのさらなる検証が必要であると考えられる。

仮に所得水準が持ち家取得と関連するのであれば、給与住宅の供給によって家賃の低廉化を図ることは、家賃を控除した所得水準を高める効果を持ち、教養娯楽費やその他の消費支出への支出増加を伴いながらも貯蓄水準の上昇を経て持ち家の取得につながると考えられる。

持ち家からの通勤時間（29.4分）は、UR・公社による住宅に居住する者（39.2分）について長くなっていた。民営借家（25.8分）とは差は4分程度であるが、給与住宅（18.4分）では10分程度に差が開く。通勤時間の増大は好ましくない影響をもたらすと考えられ（早川 1979）、持ち家取得によって居住の安定を得るためのひとつのコストとなる。石井・浦川（2014）、浦川（2016）が分析対象としている『時間貧困』のように、就業時間の長時間化や子どもの養育や高齢者の介護

などより多くの家事時間が必要となる場合には、（遠距離にある）持ち家取得をはからずに民営借家ないしは給与住宅に居住することを選好することも考えられる。このような場合には持ち家の取得促進による居住の安定よりも、給与住宅が果たしてきたような借家居住者に対する家賃補助を行うことが居住の安定を効果的にもたらずと考えられる。いずれにしても、居住地選択と時間配分選択がどのような関係にあるかの事実を解明する実証研究が必要である。

今後の日本において、どのような居住保障施策を考えるにしても、これまで良かれ悪しかれ企業が給与住宅供給や持ち家取得促進策を通じて果たしてきた、そして現在失われつつある役割を再度誰かが担う施策が必要である。すなわち、現に減少した給与住宅（10年間で38万世帯分減少）がもたらしていた便益を補完することが必要である。住宅戸数が世帯数を上回り続けていることを考慮すれば、新規の住宅建設ではなく、住宅を利用するためのコスト（借家であれば家賃等）に対して補助を行う方法が望ましい。（企業への補助を通じた）給与住宅の形で補助を行うと、高所得層であっても便益が及ぶことになるため、分配の公平性を重視して、国の制度として住宅手当を導入することが俎上に上がる。給与住宅の供給から撤退して企業の法定外福利厚生費負担が軽減されていることをふまえて、住宅手当は事業主に負担を求める形の社会手当とすることが考えられる。その際に、「社会手当は、支給対象及び内容について普遍性を指向すればするほど、実際のニーズと乖離し、その結果、財政制約の影響を受けやすい」（黒田 2016）ことをふまえて、同世代内の助け合いとしてまずは若年

層（現役層）の借家居住層に給付することが考えられる。その際に、法定内福利厚生費負担増により法定外福利厚生費が減少せざるを得ない状況だったのであれば、必要に応じて高齢者関係給付負担と住宅関係給付負担のバランスを法定内福利厚生費の中で検討する。これにより若年層の住居費負担を改善することにより、時間選好が強い者は職場により近い立地の借家に居住することが可能となり、持ち家選好が強い者については軽減された住居費負担からより早期に持ち家取得をはかることも可能となるかも知れない。

本研究は、給与住宅供給に焦点化して、居住保障において企業が果たしてきた役割をマクロデータによる記述的分析により明らかにし、それが失われつつある現状への対策が必要であることを指摘し、社会手当としての住宅手当導入の提案、および効果的・効率的な政策実施を支えるための裏付けとしてのマイクロデータを用いた研究成果の蓄積を急ぐ必要があることを具体的に指摘した。これまで、居住不安定層については稲葉（2009）などの生活内容に着目した質的分析は多いが、統計データを用いた定量的分析は相対的に少ない。法定外福利費に着目した企業の役割に注目している点で村上（2013）は類似研究であるが、本稿で行ったマクロデータによる問題の所在の明確化とマイクロデータによる必要な分析を接合することは適切な政策を実施するためには重要であり、この点を指摘することの意味は大きいと考えられる。

研究の限界としては、地域的な特性を考慮した分析となっていない点がある。「日本は1973年以降、全都道府県において住宅ストック数は世帯総数を一貫して上回っている

（野澤 2016）ことや「住宅の質や立地によっては、売りたいくても買い手が見つからない、貸したくても借り手が見つからない負動産が空き家に」（同上）という指摘がなされており、土地・住宅の市場構造が地域で大きく異なる時に、全国一律の政策を実施することは、ある種の公平性は満たしても、非常に効率的でない可能性がある。

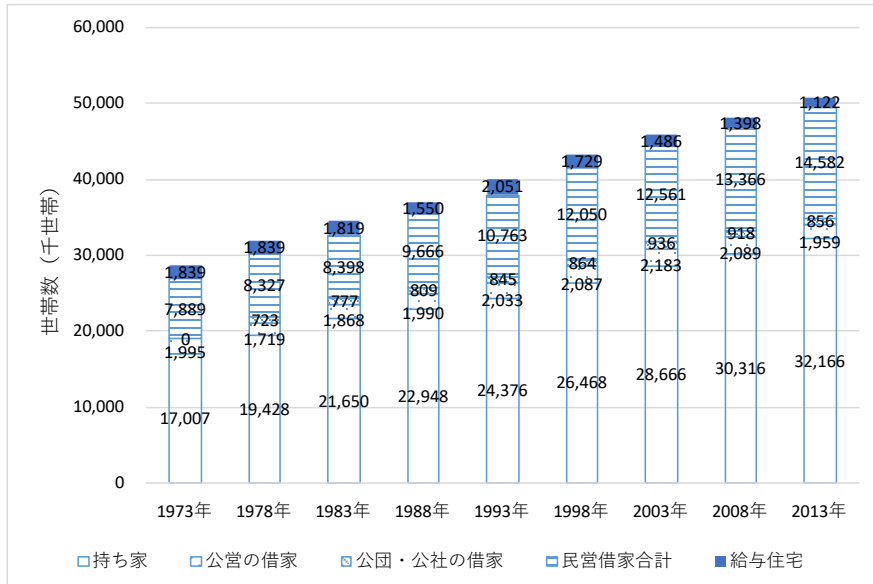
今後、国内外の居住保障にかかる制度の詳細を踏まえた丁寧な比較研究や統計データを用いた実証分析を実施するなどさらに地道な積み上げを行っていくことが居住保障分野における効率的・効果的な政策実施のために必要であると考えられる。

参考文献

- 有泉亨（1956）『給興・公営住宅の研究』東京大学出版会。
- 石井加代子・浦川邦夫（2014）「生活時間を考慮した貧困分析」『三田商学研究』第57巻第4号,pp.97-121.
- 稲葉剛（2009）『ハウジングブア』山吹書店。
- 岩本康志・濱秋純哉（2006）「社会保険料の帰着分析—経済学的考察」『季刊社会保障研究』第42巻第3号, pp.204-218.
- 浦川邦夫（2016）「生活時間の貧困—世帯要因と地理的要因—」『貧困研究』Vol.16,pp.35-44.
- 金明中（2008）「社会保険料の増加が企業の雇用に与える影響に関する分析—上場企業のパネルデータ（1984～2003年）を利用して」『日本労働研究雑誌』No. 571, pp.89-103.
- 金明中（2015）「非正規雇用増加の要因としての社会保険料事業主負担の可能性」『日本労働研究雑誌』No. 659, pp.27-46.

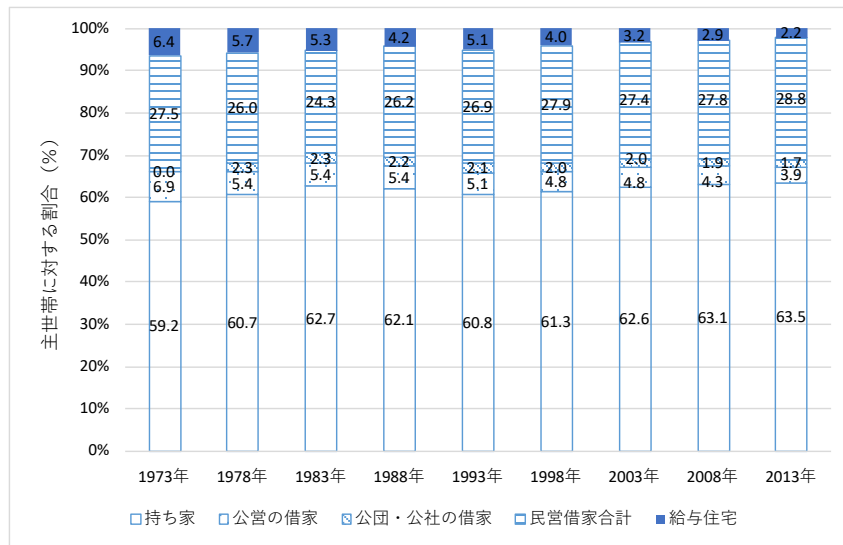
- 黒田有志弥 (2016)「社会手当の意義と課題——児童手当制度及び児童扶養手当制度からの示唆——」『社会保障研究』vol. 1, no. 2, pp. 370-381.
- 酒井正・風神佐知子 (2006)「介護保険制度の帰着分析」『医療と社会』第 16 巻第 3 号, pp.285-301.
- 新開保彦 (1997)「第 9 章 公共政策としての社宅制度の分析」藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会, pp.219-246.
- 宗健 (2016)「生活保護受給世帯における住宅扶助費に関する研究」『社会福祉学』第 57 巻第 1 号 pp.15-29.
- 武川正吾 (2001)「第 5 章 住環境」平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会, pp.93-110.
- 橘木俊詔 (2005)『企業福祉の終焉』中公新書.
- 直井道生 (2013)「家計の失業・所得変動リスクと住宅取得のタイミング」『季刊 住宅土地経済』no.87, pp.20-27.
- 西久保浩二 (1994)「第 8 章 企業福利厚生と所得保障」橘木俊詔編著『ライフサイクルと社会保障』NTT 出版株式会社, pp.125-149.
- 野澤千絵 (2016)『老いる家 崩れる街 住宅過剰社会の末路』講談社現代新書.
- 早野禎二 (2014)「企業福祉の今日的課題: 日本的経営と「従業員共同体企業」モデルの視点から」『東海学園大学研究紀要: 社会科学研究編』第 19 号 pp.105-136.
- 村上あかね (2013)「日本型住宅システムにおける企業福祉の役割」『桃山学院大学総合研究所紀要』vol.38, No.2, pp.1-14.
- 山田篤裕 (2018)「日本の最低生活保障を考える(9) 住宅ローン減税より「住宅手当」」『やさしい経済学 日本経済新聞 2018 年 8 月 21 日』日本経済新聞社.
- Gibbons S. and Manning A. (2006) "The incidence of UK housing benefit: Evidence from the 1990s reforms," *Journal of Public Economics*, Vo.90 (4-5), pp.799-822.
- Komamura, K. and Yamada, A. (2004) "Who bears the burden of social insurance? Evidence from Japanese health and long-term care insurance data," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol.18 (4), pp.565-581.
- OECD (2016) *Affordable Housing Database*
<http://www.oecd.org/social/affordable-housing-database.htm>

図1：住宅の所有形態別世帯数の推移



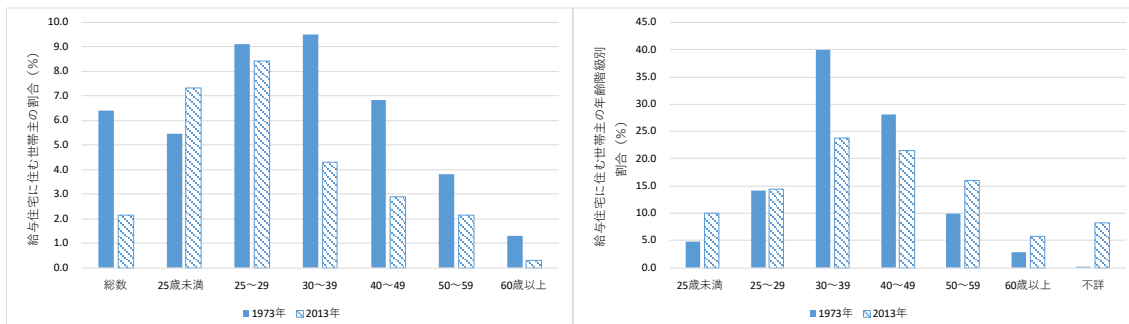
出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』各年版より筆者作成

図2：住宅の所有形態別世帯数割合の推移



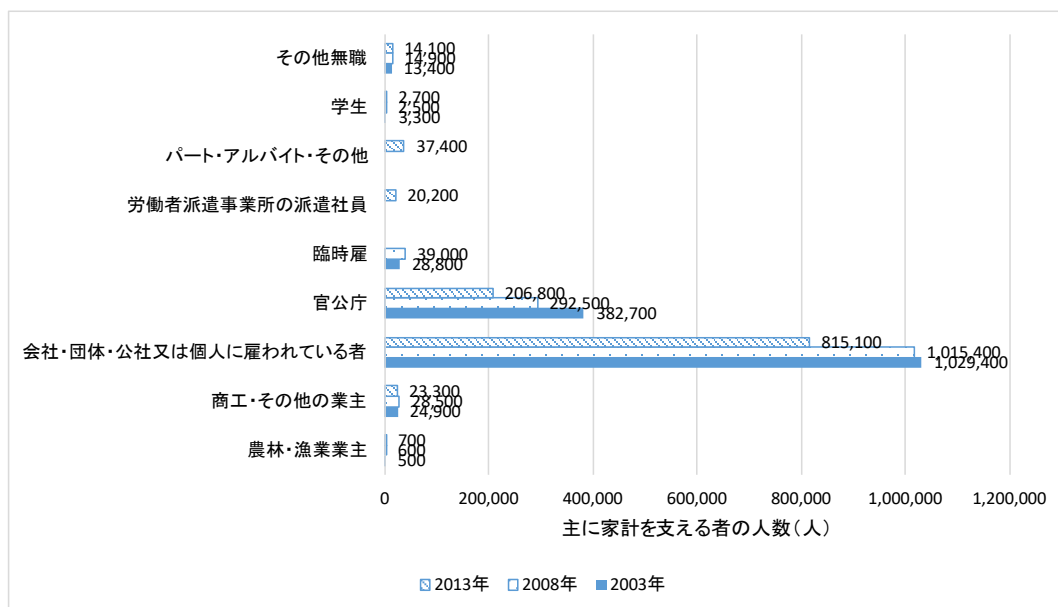
出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』各年版より筆者作成

図3：給与住宅居住層の年齢構造の変化



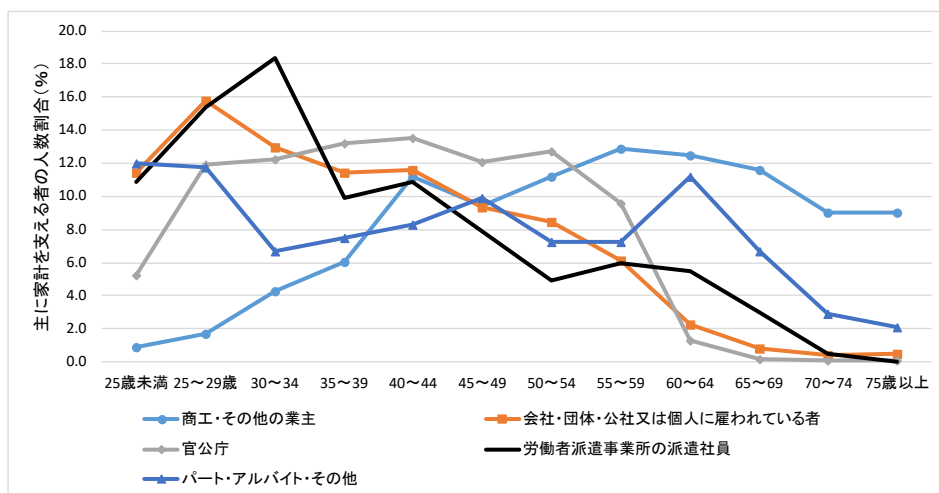
出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』各年版より筆者作成

図4：給与住宅に居住する主たる家計支持者の従業上の地位別人数の近年の変化



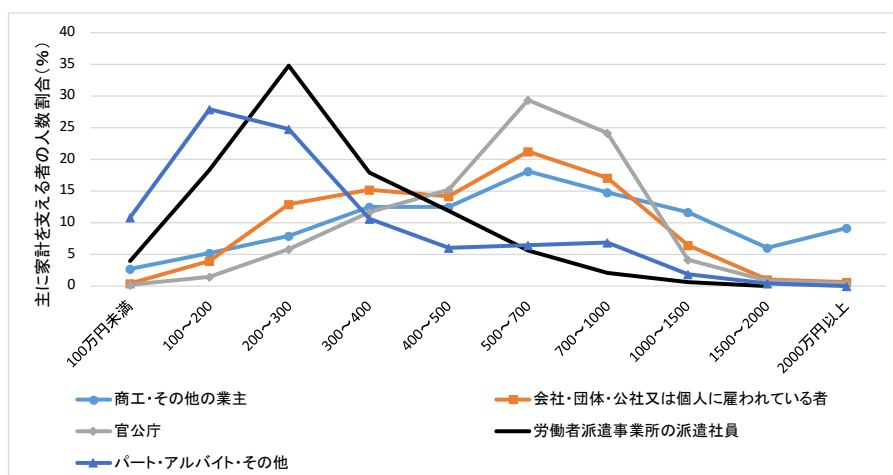
出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』各年版より筆者作成

図 5：従業上の地位別給与住宅に居住する主たる家計支持者の年齢分布（平成 25 年）



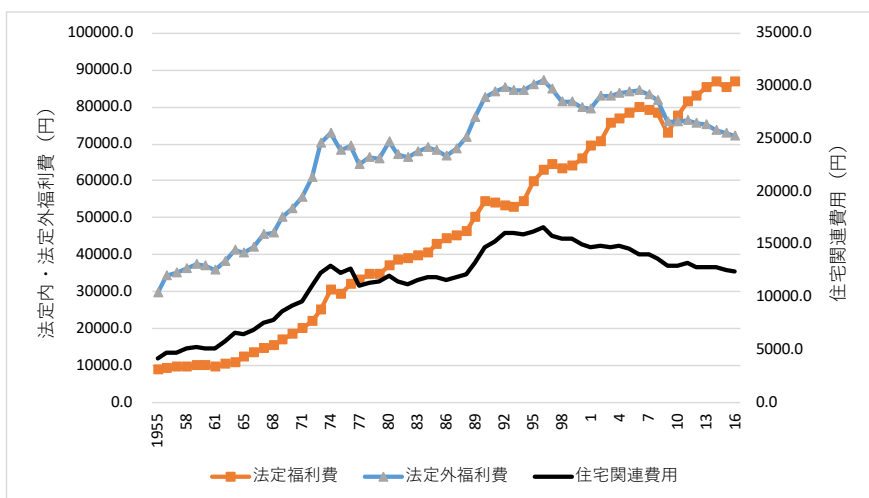
出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』平成 25 年度版より筆者作成

図 6：従業上の地位別給与住宅に居住する主たる家計支持者の所得分布（平成 25 年）



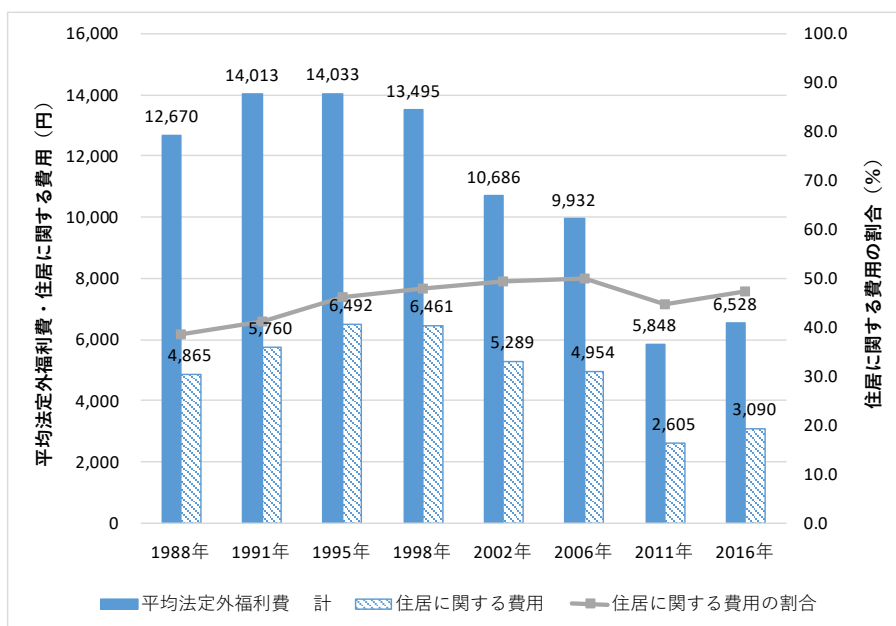
出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』平成 25 年度版より筆者作成

図7：全産業平均・従業員1人1ヶ月あたりの法定内福利費、法定外福利費、住宅関連費用の推移



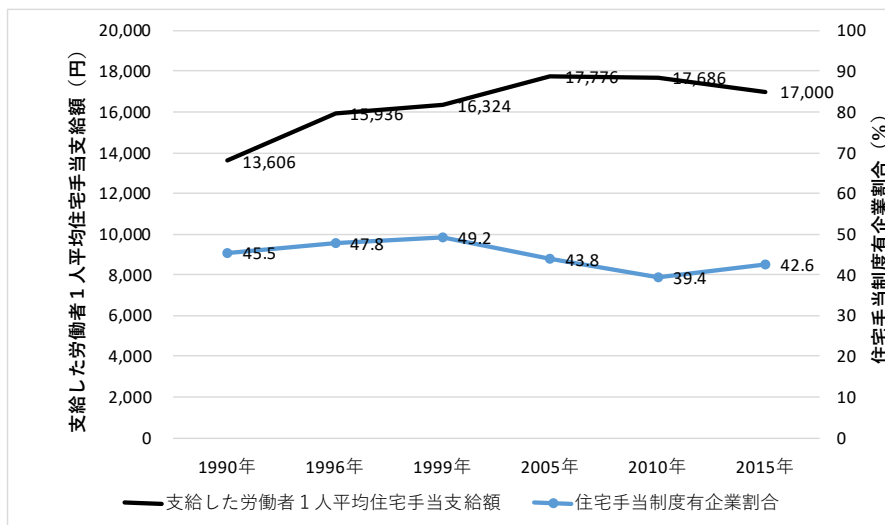
出所：経団連（2016）『第61回福利厚生費調査報告』図表27より筆者作成

図8：法定外福利費における住居関連費用



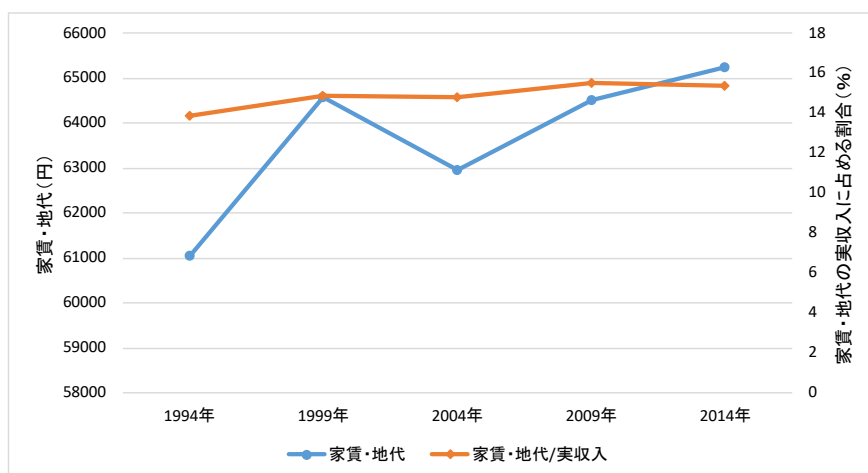
出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」各年版より筆者作成

図 9：所定内給与における住宅手当



出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」各年版より筆者作成

図 10：借家・借間に住む勤労世帯（2人以上世帯）の家賃・地代と負担率



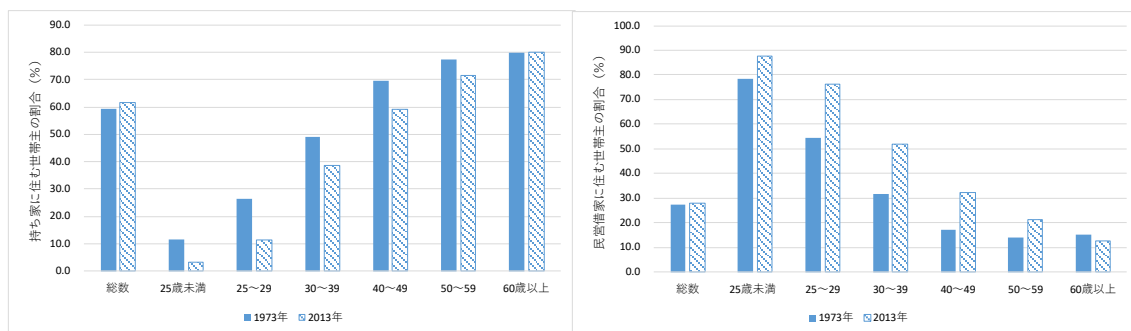
出所：総務省統計局『全国消費実態調査』各年版から筆者作成

表 1：単身の借家居住者と給与住宅居住者の年齢による収入・支出の違い（平成 21 年）

	全年齢		30歳未満	
	民営借家 (設備専用)	給与住宅	民営借家 (設備専用)	給与住宅
年間収入(千円)	3,336	6,226	3,087	3,531
消費支出	178,530	217,946	175,225	170,941
住居	50,512	16,999	51,450	15,823
家賃地代	50,182	16,318	51,361	15,644
光熱・水道	8,249	6,874	7,582	6,490
家具・家事用品	3,556	3,332	3,447	2,537
被服及び履物	8,075	11,595	10,115	10,131
保健医療	4,295	6,520	3,147	7,273
交通・通信	22,930	35,347	25,038	32,803
教育	650	18	202	-
教養娯楽	20,513	29,114	19,298	24,884
その他の消費支出	21,228	58,010	18,839	28,676
貯蓄現在高(千円)	5,263	8,409	1,638	2,620
負債現在高(千円)	453	2,756	297	395
世帯数分布(抽出率調整)	5,459,082	622,476	1,439,066	220,322

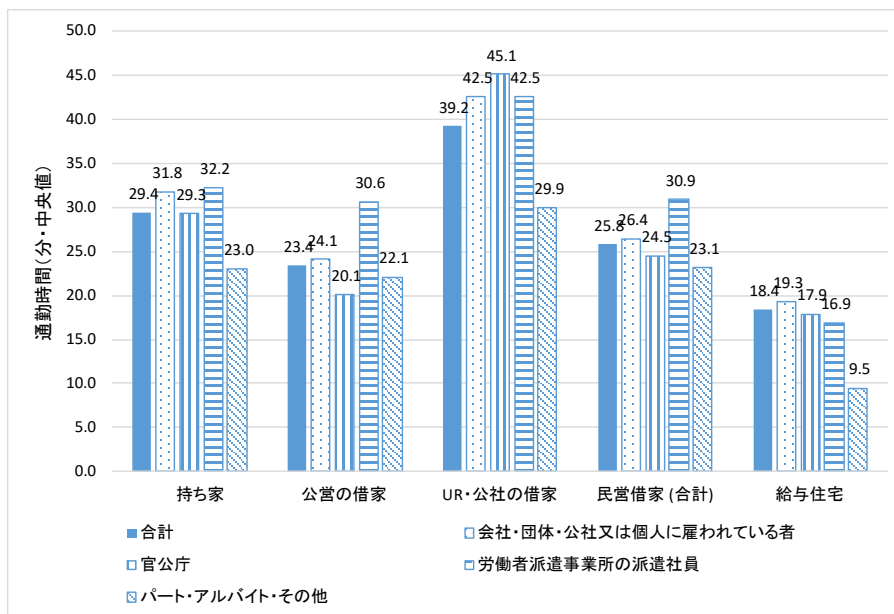
出所：総務省統計局『全国消費実態調査』平成 21 年版から筆者作成

図 11：年齢別の持ち家・民営借家居住者割合の変化



出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』各年版より筆者作成

図 12：住宅の所有の関係別家計を主に支える者の従業上の地位別通勤時間（中央値）



出所：総務省統計局『住宅・土地統計調査』平成 25 年版から筆者作成